

胎内市物価高騰対策地域商品券事業に係る取扱店募集要項

1 趣旨

この要項は、物価高騰が市内経済へ与える影響を考慮し、地域における消費の促進を図ることを目的として商品券を発行・販売する胎内市地域商品券事業の実施に当たり、その地域商品券を使用して商品やサービス等を購入できる店舗の募集に関して定めるものです。

2 事業主体・事業の名称

(1) 事業主体

胎内市

(2) 名称

胎内市物価高騰対策地域商品券事業

3 地域商品券を使用できる期間

令和7年4月中旬から同年8月25日（月）まで

4 券の詳細

(1) 発行額

65,000,000円（1冊6,500円×10,000冊）

(2) 内訳

500円の券×13枚（内10枚が地元券、3枚が共通券を予定）

5 取扱店の要件と登録方法

(1) 要件

ア 市内に店舗を有する法人又は個人事業主であること。

イ 胎内市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(2) 登録方法

別紙「胎内市物価高騰対策地域商品券事業取扱店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、必要書類を添えて申請期限までに下記の申込先へ提出してください。

(3) 申請期限

令和7年2月28日（金）必着

※期限後であっても取扱店の申請をすることは可能ですが、店舗一覧のチラシへ店名を記載できません。

(4) 申込先

〒959-2693 胎内市新和町2番10号

胎内市商工観光課商工振興係 地域商品券担当

(5) その他

登録店に対して、「取扱店登録証明書」を交付します。

6 特定事業者の負担

登録手数料、換金手数料の負担はありません。

7 取扱店であることの周知方法

市報3月15日号に、購入申込用紙と共に店舗一覧のチラシを折り込みます。

8 地域商品券の換金

(1) 換金の申請受付は市役所商工観光課で行いますので、胎内市物価高騰対策地域商品券換金請求書に受け取った地域商品券を添え、提出してください。

(2) 市は、請求書に基づき、取扱店の登録口座へ補助金を振り込みます。(申請から振り込みまで2週間から3週間を要します)

(3) 申請の期限は令和7年9月30日(火)になります。

【地域商品券の概要】

1 地域商品券で購入ができないもの

(1) 商品券、電子マネー等の換金性の高いもの

(2) 国税、地方税、使用料等の公租公課

(3) たばこ(たばこ事業法で規定する製造たばこをいいます。)

2 地域商品券使用に当たっての注意事項

(1) 現金とは引き換えません。

(2) つり銭は支払いません。

(3) 盗難、紛失又は滅失等に対し、市はその責めを負いません。

連絡先 胎内市商工観光課商工振興係 電話：0254-43-6111